

## 労働者協同組合法制定!!②

### —労働者協同組合法を活用する社会へ—

本号は、1月号と同じテーマですが、特に「労働者協同組合(以下:労協)法を活用する」視点を深める内容となっています。各報告から労協法を制度として活用する以上に、法の持つ意義・魂をどのように社会に広げ・深めるのかを考える内容となっています。

センター事業団の田中羊子理事長報告は、センター事業団が法制定時代にどのような新たな役割を担うのかが描かれたと考えています。労協運動を牽引してきたセンター事業団の未来展望を考えあう資料として、多くの方と共有したい内容となっています。本内容は、1月号の永戸祐三名誉理事報告でかかれた内容をセンター事業団の実践に引き付けて具体的に書かれていることを感じることから、1月号と連続して読んでいただければと考えています。

日本労協連の田嶋康利専務理事報告は労協法を具体的にどのように生かしていくのかを描かれている点で、本号の基調となるものであると考えています。協同労働を中心軸にしなが、各地域での協同労働推進ネットワークの広がり、みんなのおうち構想、就労政策への位置づけ等を提案しています。協同労働の考え方と実践を社会に広めていくときのヒントが本報告には詰めこまれていると考えています。

池上報告では、労協法を「出資・労働・経営を、『働くもの』の実力で実現できる画期的な法律」と評しています。そして労協法制定後、「労働者自身が公共経営をすることにつながる視点」「労働者は仕事をおこし、地域を創り、人を支え、文化を高める力量を持つものになると展望されました。池上報告は、労協法・協同労働を通じて、新しい労働者像のあり方を提示すると同時に、協同労働を実践する当事者として、多くの元気と勇気が湧き出る内容となっています。個人的には二宮尊徳のように「開拓者精神を忘れず、常に新たな学びあいと育ちあいの場を切り拓いていく」ことが今後の協同総研の運営でも大切なことだと感じました。

島村報告では、1月号からの継続テーマ「21世紀、人たるに値する働き方を求めて—労働者協同組合法の基本設計」を掲載しています。本号では、「従事割合・組合員割合」(法8条)「組合による組合員の意見反映」(法3条1項二)「組合員監査会」(法54条~57条)「企業組合法人又はNPO法人からの労協への組織変更」(附則)に触れています。これらの論点は、施行に向けての重要事項であるとともに、1月号と同様に各論点を「どう考えるのか」

という疑問に理論的に答えるものとなっています。「後書きにかえて」で「法制化という田圃整備はなされた。向後、地に働く者は誰か。あなた方自身である」と書かれ、『『私自身でもある』と書かれないんですか』と島村さんに聞くと、「遺言のようなもの」との返答がありました。このことも含めて島村さんが本稿に大きな想いを持って書いていただいたと感じています。

日本NPO学会報告(2020年1月22日オンライン)では、「市民が自由につくれる協同組合を構想する」をテーマに、協同組合法制全体における労協法の意義を報告者から展開されました。古村報告は「労協法の構想」、青竹報告は「協同組合間連携と生協法改正に関わつての経験から考えること」、栗本報告は「日本の協同組合法制への問題提起」がされました。労協法制定をきっかけに協同組合連携の推進や協同組合の存在意義を深める視点が多く出されたと考えています。

神戸川報告は、自治体訪問、豊島区議会訪問、豊島区法制化フォーラム開催を通じて、「協同労働の実践を社会に伝えること」と「労協で働く仲間が協同労働で働く意味をより深めること」の大切さを述べています。協同労働の価値を広め・高めるために、「話し合う・考え合うこと」で実現できるのではないかと考えられていました。これこそ組合が組合員の意見反映をどのように行っていくのかを問題提起をした内容だと思いました。ソクラテスの「汝自身を知れ」という言葉の通り、社会に広く発信するためには、自らの存在意義や意味を問い続ける大切さを本報告は示しています。

岩城報告では、「協同ではたらくガイドブッカー入門編-」(協同総研発行)の購読者と2度にわたる座談会の内容を掲載しました。3,800冊が売れ多くの人に読まれるなかで、「一緒に立ち上げる仲間・ネットワークが欲しい」「ワーカーズコープで働きたい」「友人で引きこもりの人がいて、つなげたい」など、労協法を活用する際の問題意識の「種」を立ち上げたい当事者の視点から考えられる内容となっています。これらの座談会から学んだことをヒントにして「協同ではたらくガイドブッカー実践編-」作成に活かしていきます。

労協法を活かすことを考えたときには、制度として活かすだけではなく、そこにどう魂を入れるのか。具体的には協同労働運動を中心に社会を変革する一翼を担えるのかが問われると考えています。

1月号特集リードでは、1月号を法制定号として「労働者協同組合運動・協同労働運動の『過去・現在・未来をつなぎ合わせることを表現』と書きましたが、本号は特に「未来」に焦点をあわせて、具体的展望を描くことを企図した号となっています。

3月号も同テーマを取り上げます。ご期待ください。

相良 孝雄(協同総合研究所 事務局長)

# 法制定時代のセンター事業団の 新しい役割と戦略

田中 羊子 (センター事業団理事長/協同総研理事)

## 1 社会変革のテーマを大きく掲げて

### (1) 労働者協同組合法の真の意味

1月25日に開催した「労働者協同組合法成立記念フォーラム」で、法制化にご尽力いただいた国会議員の方々から「時代が求めた法律」「コロナ禍で産声を上げたことは歴史の必然」など、社会を変える力を生む労協法への期待が熱く語られた。そして全党全会派一致で成立したことの意味を重く受けとめ、この法律が広く市民に活用されるよう、協同労働を推進する議員連盟を設立するなど、引き続き全力を挙げる決意が表明された。

永戸祐三労協連名誉理事は、第一部の閉会挨拶で次のように語られた。

「この法律は、どういう状況の中で成立したのか。最近『資本主義はもう持たないんじゃないか』と普通の人言い始めている。それは、自分の命と生活の危機がひたひたと押し寄せている実感からだと思う。資本主義の危機と同時に、民主主義の危機も同時並行的に起こっている。この法の真の意味はどこにあるのか。この社会は、働く者や市民が協同と連帯の輪の中で、自らがこの社会をつくる主人公になろうという

意志や意欲を高めない限り、まともな社会として機能しない。労協法は、この市民の自覚を高めるものであるが故に期待が大きく高まっている。

今、地域や企業の中で民主主義を実感できる場面があるだろうか。働く者・市民が話し合いの文化を高め、合意を形成する能力を向上させない限り、本当の社会はつukれない。法律の第一条では『地域の持続と活力に資する』ことを目的にすると明確にされ、「出資」をし、「意見を反映」し、共に「働く」という3つの原則を通じて、労働のところに協同、連帯、民主主義を置くことが「基本原理」とされた。ここがこの法律の最も重い点であろう」と。

資本主義の終焉の時代、民主主義の危機の中で産声を上げた労働者協同組合法。私たちは、社会変革というテーマを大きく掲げて、「地域から変革の主体をいかに形成するのか」という問題意識をいつも持って、労協法制定時代の新たな協同労働運動を切り拓いていきたい。

### (2) 法制化を力に協同労働を地域へ

センター事業団の仲間たちは今、20年をかけてようやく法制化を実現できたことの